

瀬戸市告示第128号

令和4年瀬戸市告示第127号（瀬戸市手数料徴収条例別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の項に規定する市長が定める機関等）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和6年12月20日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 <省略> 2 <u>法第2条第1項第3号</u> に掲げる基準に適合していることを証する書類 (1) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書（建築物全体に係る判定に係るものに限る。）の写し及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は <u>第18条第22項</u> に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し (2)から(5)まで <省略>	1 <省略> 2 <u>法第2条第3号</u> に掲げる基準に適合していることを証する書類 (1) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書（建築物全体に係る判定に係るものに限る。）の写し及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は <u>第18条第18項</u> に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し (2)から(5)まで <省略>